

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の12及び第120条の14の規定に基づき、自衛隊貸費学生規則を次のように定める。

昭和30年6月30日

防衛庁長官 杉原 荒太

## 自衛隊奨学生規則

改正 昭和31年1月21日庁訓第3号  
昭和31年4月12日庁訓第20号  
昭和35年6月1日庁訓第30号  
昭和48年10月9日庁訓第46号  
昭和57年9月28日庁訓第25号  
平成元年3月4日庁訓第6号  
平成12年3月31日庁訓第48号  
平成15年7月31日庁訓第60号  
平成17年3月31日庁訓第44号  
平成18年7月28日庁訓第83号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成25年3月29日省訓第29号  
令和元年6月20日省訓第8号  
令和2年12月28日省訓第67号  
令和6年5月17日省訓第60号

### (区分)

第1条 自衛隊奨学生(自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号。以下「令」という。))第120条の3第1項に規定する自衛隊奨学生をいう。以下同じ。)は、将来、陸上自衛官となるべき者(第12条第1項において「陸上要員」という。)、海上自衛官となるべき者(同項において「海上要員」という。)及び航空自衛官となるべき者(同項において「航空要員」という。)に区分する。

### (選考の対象)

第2条 自衛隊奨学生の選考は、次の各号に掲げる大学等(令第120条の3第2項に規定する大学等をいう。第7条において同じ。)の区分に応じ、正規の課程を終了すべき年の4月1日現在において当該各号に定める年齢未満である者の中から行うものとする。

大学(大学院及び短期大学を除く。)において医学又は歯学を専攻している者(専攻しようとする者を含む。以下この条において同じ。) 28歳

大学（大学院に限る。）において医学又は歯学を専攻している者 33歳

大学（大学院を除き、短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校において理学、工学、文学又は法学を専攻している者 26歳

大学（大学院に限る。）又はこれに相当する外国の学校において理学、工学、文学又は法学を専攻している者 28歳

（募集の要領）

第3条 自衛隊奨学生志願及び選考の手続その他募集の実施に必要な事項は、募集の都度防衛大臣が定める。

（学資金貸与願書等の様式）

第4条 令第120条の3第1項に規定する学資金貸与願書の様式は、別記様式第1のとおりとし、同条第2項に規定する誓約書の様式は、別記様式第2のとおりとする。

（学資金の貸与）

第5条 令第120条の7第1項に規定する学資金の交付は、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部（次項において「各幕僚監部」という。）の支出官が行う。

2 各幕僚監部の支出官は、毎月15日までに自衛隊奨学生に学資金を交付しなければならない。

3 令第120条の7第2項に規定する借用証書（第13条において単に「借用証書」という。）の様式は、別記様式第3のとおりとする。

（学業成績表の提出等）

第6条 自衛隊奨学生は、令第120条の12に規定する学業成績表について、毎年5月15日までに前学年のものを提出しなければならない。

2 自衛隊奨学生は、令第120条の12に規定する健康診断について、医療機関において毎年4月1日から同月30日までの間に受け、その結果を証明する書類を5月15日までに提出しなければならない。

（貸与期間の延長）

第7条 防衛大臣は、自衛隊奨学生が令第120条の6ただし書の規定に基づく貸与期間の延長を希望する場合には、速やかに、別記様式第4による貸与期間延長願書及び当該自衛隊奨学生の在学する大学等の長の意見書を提出させ、これらに基づきその延長の可否を判断するものとする。

（保証人の変更）

第8条 自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であった者が令第120条の13第2項の規定により保証人を変更しようとするときは、別記様式第5による保証人変更願書により行わなければならない。

2 保証人の変更の承認に係る事務（軽易な処理又は手続に限る。以下同じ。）は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）が行う。

（自衛隊奨学生に関する届出）

第9条 令第120条の13第1項、第3項及び第4項の規定による届出の期間は、届出の事由が発生してから2週間以内（氏名又は住所の変更に係るものについては1週間以内）とする。

2 自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であった者が住所を変更したときの届出の様式は、別記様式第6のとおりとする。

(学資金の返還)

第10条 令第120条の10第4項に規定する学資金返還明細書の様式は、別記様式第7のとおりとする。

2 学資金の返還に係る事務は、各幕僚長が行う。

(学資金の返還免除)

第11条 防衛大臣は、令第120条の11第1項又は第2項の規定により学資金の返還を免除する場合には、自衛隊奨学生であった者に、その旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、令第120条の11第3項第1号の規定により学資金の返還を免除する場合には、父母等である保証人に、その旨を通知しなければならない。

3 防衛大臣は、自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であった者が令第120条の11第3項第2号の規定により学資金の返還の免除を希望する場合には、速やかに、医師の診断書を提出させ、これに基づき免除の可否を判断し、当該自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であった者に、その結果を通知しなければならない。

4 学資金の返還の免除に係る事務は、各幕僚長が行う。

(自衛隊奨学生の指導官)

第12条 自衛隊奨学生の指導のため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に指導官を置き、それぞれ陸上要員、海上要員及び航空要員の指導に当たらせるものとする。

2 自衛隊奨学生の指導官は、各幕僚長が自衛隊奨学生の指導に適性を有すると認められる幹部自衛官の中からそれぞれ指定するものとする。

(届出等の経由)

第13条 借用証書の提出その他自衛隊奨学生が防衛大臣に対して行う届出等については、自衛隊奨学生の指導官及び各幕僚長を、自衛隊奨学生であった者が防衛大臣に対して行う届出等については、各幕僚長をそれぞれ経由するものとする。

2 前項の規定は、自衛隊奨学生又は自衛隊奨学生であった者の父母等である保証人が防衛大臣に対して行う届出について準用する。

(委任規定)

第14条 この訓令の実施に関し必要な事項は、各幕僚長が定める。

#### 附 則

1 この訓令は、昭和30年4月1日から適用する。

2 この訓令第6条の適用については、昭和30年に限り、同条第1項中「4月15日」とあるのは「7月15日」と、同条第2項中「4月1日から15日まで」とあるのは「7月1日から15日まで」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和31年1月21日庁訓第3号)

この訓令は、昭和31年1月26日から施行する。

附 則 (昭和31年4月12日庁訓第20号)

この訓令は、昭和31年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年6月1日庁訓第30号）

- 1 この訓令は、昭和35年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前において、令第120条の10の規定により学資金を返還すべきこととなつている者に関する事務については、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和48年10月9日庁訓第46号）

- 1 この訓令は、昭和48年11月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の自衛隊貸費学生規則に定める別表第1及び別表第6の様式による用紙は、当分の間、これを修正したうえ使用することができる。

附 則（昭和57年9月28日庁訓第25号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成12年3月31日庁訓第48号）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に存するこの訓令による改正前の2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令別紙第1、自衛隊貸費学生規則別表第1、予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1、即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1については、当分の間、所要の修正を加えた上で使用することができる。

附 則（平成15年7月31日庁訓第60号）

この訓令は、平成15年7月31日から施行する。

附 則（平成17年3月31日庁訓第44号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に存するこの訓令による改正前の自衛隊貸費学生規則別表第1、2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令別紙第1、予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令別記様式第1による用紙については、当分の間、所要の修正を加えた上で使用することができる。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。  
（様式用の紙に関する経過措置）
- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。
- 9 この訓令の施行の際、平成18年度に実施する自衛隊貸費学生採用試験の募集のために使用する自衛隊貸費学生規則第4条の規定により定められる別表第1、別表第2及び別表第3については、この訓令の規定にかかわらず、従前のおり使用することができる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日防衛省訓令第8号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年12月28日防衛省訓令第67号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第35条（防衛省所管物品管理取扱規則別記様式第34及び別記様式第43の改正規定に限る。）の規定 令和3年1月1日
  - (2) 第4条、第8条、第51条、第67条（演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱別記第3号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）及び第80条（防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第29号様式及び別記第35号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）の規定 令和3年4月1日

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年5月17日防衛省訓令第60号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年5月17日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にある第1条の規定による改正前の自衛隊貸費学生規則別記様式第1、別記様式第2及び別記様式第4から別記様式第8までの様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式第1（第4条関係）（表）

頭文字	学 資 金 貸 与 願 書										
ふりがな	-----					男	女	写 真 (1)次のような写真を、その裏面に氏名及び募集種目を記入し、はがれないようにはってください。 ・申込前6か月以内撮影 ・脱帽、上半身、正面向き ・縦4cm、横3cm程度 ・本人と確認できるもの (2)写真をはっていない場合、又は不鮮明その他受験写真として適当でない場合は受理しません。	受	地方協力本部名	
	氏名									受	受験番号
生年月日	(和暦) 年 月 日 (満 歳)					年 月撮影			付	年月日	
志願区分	第1希望	陸上 海上 航空			*各希望のうち1つを で囲むこと。	指定試験場					
	第2希望	陸上 海上 航空 なし									
	第3希望	陸上 海上 航空 なし									
希望試験場											
ふりがな	-----					郵便番号 -					
在学学校	所在地										
	学校名		学部・学科等			第		学年次			
	年度 入学										
ふりがな	-----					郵便番号 -					
現住所	-----					方					
						電話番号(携帯可) ( ) -					
						メールアドレス(連絡希望者)					
ふりがな	-----					郵便番号 -					
家族等連絡先	氏名		続柄		住所			方			
						電話番号( )		郵便番号 -			
過去の自衛官等受験の有・無	なし										
	あり		種 別	年 月							
ふりがな保証人	-----					収入(年額)					
	氏名		続柄			現住所			方		円
						電話番号		郵便番号 -			
	-----					収入(年額)					
	氏名		続柄		現住所			方		円	
						電話番号		郵便番号 -			

(裏)

防衛大臣 殿

私は、自衛隊奨学生として、学資金の貸与を受けたいので申し込みます。  
私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当しておりません。  
また、この学資金貸与願書の記載事項は事実と相違ありません。  
採用された上は、自衛隊奨学生に関する諸法規を守ることを誓います。

令和 年 月 日 本人

以上の事項につき保証人となることを承諾します。

令和 年 月 日 保証人

令和 年 月 日 保証人

注：記入上の注意

- 1 青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
- 2 二重線内は、記入しないでください。
- 3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
- 4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。
- 5 保証人は、二人のうち一人は志願者の父又は母（父母がともにいない場合には、志願者の三親等以内の親族である者のうち一人。以下「父母等」という。）とし、他の一人については、父母等以外の者としてください。

備考 用紙は、日本産業規格A列4番とし、縦長を使用する。

別記様式第2（第4条関係）

誓  
約  
書

私は自衛隊奨学生として採用された上は、現に学資金の貸与の対象となる学術を専攻していない場合はこれを専攻すること、専ら学術の修得に努めること、及び修学の後はその学術を応用して直ちに自衛隊に勤務することを誓約いたします。

令和 年 月 日

本人（自筆）

防衛大臣 殿

別記様式第3（第5条関係）

学 資 金 借 用 証 書				
防衛大臣 殿				
年	月	日	番号	氏名（自筆）
下記の金額を借用いたしました。				
- 金	円			
ただし	年	月	分学資金	

注意 本表中にいう「番号」は採用の際に通知するものによること。  
以下各別表中において同じ。

別記様式第4（第7条関係）

貸 与 期 間 延 長 願				
防衛大臣 殿				
年	月	日	番号	氏名（自筆）
下記の事由により、正規の修業年限内に正規の課程を修了する事ができませんでしたので、貸与期間を延長させられたく、学長の意見書を添えて、お願いいたします。				
延長を受けようとする期間				
事 由				

別記様式第5（第8条関係）

保証人変更承認願

防衛大臣 殿

令和 年 月 日 番号 氏名（自筆）

下記のとおり保証人を変更したいので承認されるようお願いいたします。

令和 年 月 日 新保証人 氏名（自筆）

旧保証人氏名 に代わって保証人となることを承諾いたします。

新 保 証 人	ふりがな			続柄	
	氏名				
人	ふりがな			収入 (年額)	円
	現住所	電話番号	郵便番号		
変と 更す する よ理 う由					

別記様式第6（第9条関係）

住 所 変 更 届

防衛大臣 殿

年 月 日

番号 氏名（自筆）

下記のとおり住所を変更いたしましたので、お届けいたします。

記

- 1 旧 住 所
- 2 新 住 所
- 3 変更年月日

注意 住居がアパート又は寮の中にある場合にはその名称を、下宿又は間借の場合には気付先を、それぞれ記入すること。

別記様式第7（第10条関係）

学 資 金 返 還 明 細 書

防 衛 大 臣 殿

令和 年 月 日 番号 氏名（自筆）  
 令和 年 月 日 保証人 氏名（自筆）  
 令和 年 月 日 保証人 氏名（自筆）

下記のとおり、学資金を返還したいと思いますので御指示を仰ぎます。

本人	氏名		貸与終了 年月 その事由	年 月 卒業・廃 止・死亡	貸与を受 けた月数	自 年 月 月 至 年 月 月	
	生年月日	(和暦) 年 月 日 生					
	連絡場所						
保証人	氏名		本人との続柄		収入(年間)	円	
	現住所						
	氏名		本人との続柄		収入(年間)	円	
	現住所						
返 還 期 間			返還開始	年 月 日			
			返還終了	年 月 日			
返還方法及び金額	一時払、半年賦、月賦		返還総額	万 千 百 十 円			
	万	千 百 十 円					
返 還 明 細							
返還回数	返還予定 年月日	返還金額	合 計	返還回数	返還予定 年月日	返還金額	合 計
1				13			
2				14			
3				15			
4				16			
5				17			
6				18			
7				19			
8				20			
9				21			
10				22			
11				23			
12				24			
備考							